

令和4年度

# 御富士会資料

令和 4年 6月15日(水)



- (1) 事業報告・事業計画(案)
- (2) 会計報告
- (3) 会計予算案
- (4) 御富士会規約
- (5) 令和4年度 役員紹介

静岡県立御殿場支援学校 同窓会

~~~~~ 《 令和3年度 事業報告 》 ~~~~~

① 第13回 御富士会 総会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

② 交流会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

③ 成人を祝う会及び新年会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止

~~~~~ 《 令和4年度 事業計画(案) 》 ~~~~~

① 第14回 御富士会 総会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止(5/24役員会で決定)

② 交流会

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため内容を変更し検討中  
決まり次第ご連絡いたします。

③ 成人を祝う会

日時 : 令和5年1月下旬頃を予定

場所 : 現時点において詳細未定です。

11月頃に改めて詳細をお知らせします。

※ 令和4年4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、御富士会では従来どおり20歳を迎える方を対象にお祝いさせていただくこととなります。

# 令和3年度 御富士会 会計収支決算報告

収入総額 ￥182,002

支出総額 ￥69,910

差引残高(次期繰越額) ￥112,092

## 収入の部

(単位:円)

| 科目        | 予算額     | 決算額     | 比較増減     | 摘要             |
|-----------|---------|---------|----------|----------------|
| 前期繰越金     | 146,002 | 146,002 | 0        |                |
| 入会金       | 36,000  | 36,000  | 0        | 令和2年度卒業生入会金12名 |
| 交流会参加費    | 84,000  | 0       | -84,000  | 今年度は交流会実施せず    |
| 成人を祝う会参加費 | 36,500  | 0       | -36,500  | 今年度は成人を祝う会実施せず |
| 雑収入       | 0       | 0       | 0        | 祝儀なし・預金利息なし    |
| 収入合計      | 302,502 | 182,002 | -120,500 |                |

## 支出の部

(単位:円)

| 科目        | 予算額     | 決算額     | 比較増減     | 摘要      |                             |
|-----------|---------|---------|----------|---------|-----------------------------|
| 通信費       | 1,500   | 2,080   | 580      | 郵送料・印刷代 |                             |
| 事業費       | 交流会     | 42,000  | 0        | -42,000 | 今年度は交流会実施せず                 |
|           | 成人を祝う会  | 110,000 | 67,830   | -42,170 | 今年度は祝う会中止<br>記念品(送料ゆうパック代含) |
| 予備費(次期繰越) | 149,002 | 112,092 | -36,910  |         |                             |
| 支出合計      | 302,502 | 182,002 | -120,500 |         |                             |

令和3年度御富士会会計収支を上記の通り、御報告致します。

会 計 小出 瑞穂 印

監査の結果令和3年度会計が、適正に処理され、正確であった事を認めます。

令和 4年 5月 31日 監査役 秋山 裕子 印

## 令和4年度 御富士会 会計予算書(案)

収入総額 ￥288,092

支出総額 ￥169,000

差引残高(次期繰越額) ￥119,092

### 収入の部

(単位:円)

| 科目        | 前年度決算額  | 予算額     | 比較増減   | 摘要                  |
|-----------|---------|---------|--------|---------------------|
| 前期繰越金     | 146,002 | 112,092 | -33910 |                     |
| 入会金       | 36,000  | 66,000  | 30000  | R4年度入会者23名(¥3000/人) |
| 交流会参加費    | 0       | 80,000  | 80000  | 参加費( ¥2000/40人)     |
| 成人を祝う会参加費 | 0       | 30,000  | 30000  | 参加者負担金( ¥500/60人)   |
| 雑収入       | 0       | 0       | 0      |                     |
| 収入合計      | 182,002 | 288,092 |        |                     |

### 支出の部

(単位:円)

| 科目        | 前年度決算額  | 予算額     | 比較増減    | 摘要      |           |
|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 通信費       | 2,080   | 3,000   | 920     | 郵送料 印刷代 |           |
| 事業費       | 交流会     | 0       | 100,000 | 100,000 | 交流会経費     |
|           | 成人を祝う会  | 67,830  | 66,000  | -1,830  | 記念品(12名)等 |
| 予備費(次期繰越) | 112,092 | 119,092 | 7,000   |         |           |
| 支出合計      | 182,002 | 288,092 | 106,090 |         |           |

尚、各科目間の流用を認める事とします。

# 御殿場特別支援学校 同窓会 規約

## ＝ 第 1 章 ＝ 総 則

- 第 1 条 本会は、御殿場特別支援学校同窓会『御富士会』と称する。
- 第 2 条 本会は、会員とその関係者との連携と相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、同窓会会員の保護者を支援会員とし、支援会員が会の運営にあたる。

## ＝ 第 2 章 ＝ 事 業

- 第 4 条 会員は、次の事業を行う。
1. 会員の情報交換・会員の動向に関する諸連絡や母校の近況報告等。
  2. 会員名簿の作成。(事務局保管)
  3. 会員の親睦、会員の福祉向上にかかわる協力と支援。
  4. 新年会及び成人を祝う会の運営。
  5. その他、本会の目的達成に必要な事業。

## ＝ 第 3 章 ＝ 会 員

- 第 5 条 本会は、会員・支援会員によって組織する。
1. 会員は、静岡県立御殿場特別支援学校高等部卒業生(中退者を含む) 中学部卒業生の内、入会希望者とする。
  2. 支援会員は、静岡県立御殿場特別支援学校卒業生の同窓会会員の保護者とする。

## ＝ 第 4 章 ＝ 役 員

- 第 6 条 本会に、次の役員を置く。
- |               |    |          |    |
|---------------|----|----------|----|
| 1. 支援会長       | 1名 | 2. 支援副会長 | 1名 |
| 3. 学年役員       | 1名 | 4. 会計    | 1名 |
| 5. 事務局(進路指導課) |    | 6. 会計監査  | 1名 |
| 7. 相談役        | 1名 |          |    |
- 第 7 条 支援会長は、支援会員より選出し、会務を総覧する。
- 第 8 条 支援副会長は、支援会員より1名選出し、支援会長を補佐すると共に、支援会長に事故ある時は、支援会長の職務を代行する。
- 第 9 条 会計は、支援会員より1名選出する。
- 第 10 条 会計監査は、支援会員より1名選出する。
- 第 11 条 相談役は、支援会員より1名選出する。

## **= 第5章 = 会 議**

第12条 会議は、支援会員総会及び必要に応じて開催する。

1. 総会は、年1回開催する。

## **= 第6章 = 会 計**

第13条 本会の事業を行うための経費は、終身会費・寄付金をもってこれに充てる。

1. 会費は終身会費とし、入会時(卒業時)に支援会員(保護者)が3,000円納入する。

第14条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## **= 第7章 = 慶弔規定**

第15条 慶弔規定は特に設けない。

### **付 則**

1. 本会則は、平成19年8月11日より施行する。
2. 本会則は、総会出席者の過半数の賛成をへて変更できる。
3. 平成20年8月24日 一部改正施行する。
4. 平成21年8月23日 一部改正施行する。
5. 令和2年2月20日 一部改正施行する。

### **内 規**

- ・ 役員の任期は1年とする。
- ・ 会員名簿は事務局が作成し、事務局で保管する。
- ・ 会員への案内は、高等部卒業生の場合、学年の連絡係から学年ごとに電話連絡する。
- ・ 中学部卒業生については、中学部入学年次が同じ学年の高等部の連絡係が電話連絡する。但し、中学部卒業後3年間は、事務局が電話連絡する。
- ・ 学校ホームページ上の写真掲載に関して、掲載承諾の認否を各行事の受付にて確認する。